

令和3年度 第1回 徳島県環境審議会気候変動部会 会議録

1 日 時

令和4年1月25日（火）午後1時30分から

2 場 所

徳島県庁10階 大会議室

3 出席者

<委員> 21名中14名出席

（1号委員：環境の保全に関し学識経験のある者、五十音順、敬称略）

天田香委員、奥嶋政嗣委員、鎌田磨人委員、佐藤智恵美委員、佐藤征弥委員、
田渕桂子委員、高村千恵子委員、田村和之委員、津川なち子委員、
中野晋委員（部会長）、長田莉奈西委員、本仲純子委員

（2号委員：市町村長又はその指名する職員、敬称略）

徳永高啓委員、井原まどか委員

<事務局>

山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長、杉山グリーン社会推進課長ほか

○会議次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

（1）徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）の進捗管理について

（2）徳島県気候変動対策推進計画（適応編）の進捗管理について

（3）その他

4 閉 会

○配付資料

徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）

資料1-1 主な指標の進捗状況

1-2 進捗管理シート

（参考）徳島県の温室効果ガスの排出状況

徳島県気候変動対策推進計画（適応編）

資料2-1 主な指標の進捗状況

2-2 進捗管理シート

徳島県版・脱炭素ロードマップ

資料3-1 徳島県版・脱炭素ロードマップ（概要）

資料3-2 徳島県版・脱炭素ロードマップ

○議事概要

（事務局）

会議の成立

(山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長)

あいさつ

(事務局)

配付資料の確認

(部会長)

皆様の御協力を賜りながら議事進行を進めていきたいと思えます。本日の議事は次第のとおり3件でございます。議事の1番目の徳島県気候変動対策推進計画（緩和編）の進捗管理について、まず事務局にご説明いただいた上で、皆様から御質疑、御意見を賜りたいと思えます。

(事務局)

資料1を説明

(部会長)

ただいま県の方からご説明いただきました、資料の内容につきまして、委員の皆様から御意見、御質問ありましたら、よろしくお願ひいたします。特に不達成となっているものは、ほぼ全てがコロナの影響を受けて実施できなかった、あるいは影響を受けたものという形でございます。

(委員)

コロナで未実施の何件かについて、徐々に件数を増やしていくような政策があるかと思えますのですが、その件数というのは、徐々に増やしていくとすれば、現在実施されていないとか、件数が減っているものを増やしていくには、一気に増やすための何か政策が必要になると思えますのですが、その点にか検討はございますでしょうか。

(事務局)

委員のおっしゃるように、コロナで未実施になりました施策につきましては、工夫をして実施件数を上げていく検討もしなくてはならないと思えているところでございます。いきなり大きな件数を上げるということが大変困難な状況も考えられますので、例えば件数を少なくしても効果の高いような事業、それから回数を少しでも多くして少人数から取り組めるようなもの、内容の工夫などを検討しまして、積極的に推進していけるように、事務局の方でも考えて参りたいと思えます。

(部会長)

なかなかコロナの収束が、まだまだ見込めないですが、工夫はこれからもやっけていかなないといけません。急にというのはなかなか難しいでしょうね。

(委員)

資料の1-1でまとめられている、そこに挙げられている指標の達成率ですね、作業項目の産業部門や民生部門をまとめているのが、この表のこれにあたるのか。

(事務局)

そういうことです。

(委員)

どれが産業部門にあたるのか、民生部門にあたるのかが理解が難しいので。

(事務局)

資料1-2の該当部門という右側に丸が付いているものが、それぞれの部門にあたる項目になっています。

(委員)

二重カウントのものもあるわけですね、産業部門と民生部門とか。

(事務局)

二重のものもあります。

(委員)

丸印付けているところが分母でそのうちの達成率ということで。

(事務局)

下の部門別はそういうことになります。

(委員)

大事なのはこれによって、どれだけ二酸化炭素を吸収したか、出る量が減ったか、という事なのですが、それが資料の1の参考にあたるかと思いますが、これの下に一番大事なところが、排出量とかが、どれだけ減って達成されているかとか、それはどうでしょう。活動を通じた結果、排出量削減することが目標だと思うのですけれど。

(事務局)

ただいま委員のおっしゃっていたとおり、この1-1の項目で載せている部門毎の達成によりまして、CO2の削減に繋がることが重要ということを、私たちも認識しております。こちらについては、本県の脱炭素施策の考え方でもございますように、今ある取組を総動員いたしまして、緩和編の目標に掲げる2030年度CO2、2013年度比50%削減の目標を達成するべく取り組んでいます。この緩和編に掲げる指標をそれぞれ取り組むことによりまして、いろいろなCO2削減の効果というものが生じるものと考えておりまして、個々具体的にというものではございませんが、総合的に、これらの施策が融合して、削減の効果を生じるものとして、取り組んで参りたいと考えております。

(委員)

それは分かるのですが、平成30年は何%削減しましたか。

(事務局)

2030年度において50%でございます。

(委員)

削減量が2030年50%に向けて、順調に二酸化炭素は減少しているのかどうかという炭素評価のところは、どうなっているのですか、ということです。

(事務局)

炭素評価につきましては、毎年度、年度初めに本県の二酸化炭素削減量を取りまとめるようになっております。そしてそれを示すのが、お手元の資料1の参考になります。毎年度温室効果ガス排出量の状況を取りまとめまして公表している次第でございます。

(委員)

毎年度の目標達成されているのか、別のところでこれだけ減らしていく、年間を通して減らしていく、という指標があり、それに対して二酸化炭素そのものについての削減目標が年々どれだけ減っていくのが望ましいのか。それが2030年までに達成できるようなスピードなのか。

(事務局)

委員のおっしゃっているとおりだと思います。徳島県では2025年度までを集中期間、2026年度以降を加速期間として、大きなスパンで捉えて取り組むこととしております。

(委員)

今ここで、進捗状況を説明されているので、今までの進捗状況はどうか、という質問なんですけれど。

(委員)

この参考資料で出ているのが、2018年度ということですから、おそらく2、3年遅れくらいで数値が出てくると。ということで、現時点では令和2年度の達成に関しての数値、CO2削減の数値としては、まだ出ていない、そういうことでよろしいですね。

(事務局)

補足ありがとうございます。温室効果ガスの実際の実績というのが、2年ぐらい遅れて出てくるので、それで今、進捗の報告したのが令和2年度の値なんですけど、実際の温室効果ガスがどれくらい削減されたか、というのは、直近の値が2018年、2年前の値を参考として示させていただいているので、どうしてもずれが出てくると、そういうことでございます。

(委員)

ありがとうございます。もう一つ調査の方法にもよると思うのですが、例えば65番の美味しく食べきる運動が100%になっていますが、集計の仕方やアンケートの仕方により達成

率100%というのは結構勇気が要るなと思いました。もう一つはエシカル消費が100%なんですけれども、ここは県としても頑張ってもらいたいと思うんですが、100%はすごいと思うのですよ。もう一つ単純な質問として、エシカル農作物というのが、どんなものを指しているのか向学のために伺いたい。エシカル消費は大事だと思っていますので、教育していきたいと思っています。

(事務局)

御質問の48番のエシカル農作物については、本県においてですね、環境に配慮した持続性の高い生産方法で栽培される、とくしまエシカル農作物、GAP認証取得の農産物やエコファーマー生産農産物、有機農産物の生産量、こちらの拡大を図りまして、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減、こちらの方を促進していく項目でございます。

(委員)

県が認証しているものを総称して呼ばれていると。ありがとうございます。

(委員)

表にあります、推進計画の中の11番のサイクリトレインのところですが、これはサイクリングに行くために、列車を自転車が積めるようにするといったことだと思うのですが、今後、公共交通機関を利用させていただくとか、マイカーの利用を減らしてもらおうという面においては、サイクリングに行くために運行してもらおうというのではなくて、例えば買い物に行くのにも自転車を使うとか、将来的には通勤、通学にもそういうのができるようになれば良いな、という展望を持っています。まずはサイクリングがコロナ禍でできなければ、せめてお買い物タイムなどに列車を利用してもらおうなどの対応もできるんじゃないかと思うのですが、そういった柔軟な対応というのは可能でしょうか。

(事務局)

御意見ありがとうございます。委員のおっしゃった御意見につきましては、持ち帰って担当課の方に伝えたいと考えております。

(委員)

資料1-2の細かい点について、冒頭の説明で達成度が100%以上になったものがたくさんあると、おっしゃっていただいて。この全部が100%で切っているんですね。100%超えた数値は、出せるんだったら出した方がよいと思いました。100%達成したかどうかというのは、おそらく大きな問題ではなくて、どれだけ頑張っているかというのが示されるので、その数字を拾って出されるのがよいのではないかと。御説明の中でも、100にいかないものについて、言い訳を聞かせていただいたんですけども、逆にこれだけ頑張っていて100になったのであれば、そういったものもアピールするのがよいのではないかと思います。

(事務局)

御意見ありがとうございます。それにつきましても、持ち帰りまして、今後の課題とさせていただきますと思います。

(グリーン社会推進課長)

先の委員の御意見に関して補足させていただきたいと思います。委員のおっしゃるように、今の指標は観光目的の事業でございます。そうではなくて脱炭素の目的で、日常生活の中で、もっと自転車を活用すべきという御意見だったかと思っておりますので、その点、今後参考にさせていただいて、施策を検討して参りたいと思います。

(委員)

温室効果ガスの排出量の状況の数値に関して、正直驚いたというか、報道を見ていますと、いろんな方が危機感を持って、結局危機感を持って取り組んでいかなければならないと、強調されている。先日の新聞でもCOP会議に参加された女性の声が掲載されていたのですが、一部抜粋しますと、国や自治体が率先するだけでなく、一人一人が挑戦者として脱炭素に挑まなければならぬと言っていて、すごくやっていけないといけない、という気持ちになってきました。それで、排出量の推移を見ていて、特に民生部門は2013年から3割減っているという結果になっています。日々無意識に、環境をあまり意識せずに生活している身としては、どこでどういうふうに活動があって、これだけ減っているのだろうか、という素朴な疑問を持ったのですが、どういう分野で、特に暮らしに関係のある観点から、どこが減っていて、どこが増えているのか、というのがもう少し分かりやすく、暮らしに密着した視点からお示ししていただけると、これからの生活における指針になると思うのですが、教えていただけないでしょうか。

(部会長)

代表的な部門で、どういう部分で削減しているのか、というのを説明されるとよく分かるかと思えますね。

(事務局)

二酸化炭素削減の部門につきましては、民生部門の中に大きく家庭系と業務系とに分かれております。そのうち家庭系におきまして、先ほど委員がおっしゃっていたように、削減の効果があがっている事につきまして、一番大きな要因として挙げられますのは、省エネ家電などへの買い換えによるものが一つの要素として挙げられます。

(グリーン社会推進課長)

補足させていただきます。家電製品につきましては、国の制度としてトップランナー方式というのが採用されておまして、新製品を出す時は、前回トップだった省エネ基準をクリアするような商品でないと出せないという制度があります。ですので、知らず知らずのうちにも省エネをしていると。あるいは照明につきましてもLEDに変えることで省エネになっております。行政としては、仕組みを作るなどはできますが、先ほどおっしゃられたように、消費者の方がいろんな選択肢の中で、例えば車の中でも電気自動車を買うような、行政として、誘導するような施策はできますが、最後に選んでいただくには、一人一人の県民の方々になります。そういうところで県民の方々の協力がなければ、脱炭素は進んでいけないと思っております。

あと、徳島で省エネが進んでいないところとして、石油のストーブやボイラーなど、お使用の御家庭も多いと思えますが、そういったところでまだ、二酸化炭素が出ているということになるかと思えます。

(部会長)

それでは2番目に移りたいと思います。徳島県気候変動対策推進計画（適応編）の進捗管理について、これに関しても、ご説明いただいた上で、提言、ご質問いただきたいと思います。

(事務局)

資料2を説明

(部会長)

ありがとうございました。ただいま事務局の方からご説明いただきました。達成と概ね達成で順調に進んでいるということでしたが、御質問等を頂けたらと思います。

(委員)

10番の剣山山系におけるニホンジカの年間捕獲頭数。適応策として挙げられているのは、どういう意味合いですか。これは、気候変動によって温暖化が進んで、鹿が山頂の方に行っているの、それに対して鹿を駆除すると、そういう意味合いですか。

(事務局)

ニホンジカにつきましては、自然生態系に深い関わりのあるものとして、指標の一つに挙げられているものでございます。ニホンジカの分布拡大によりまして、植物の被害が拡大するという意味で指標の一つに挙がっています。

(事務局)

補足させていただきますと、先生がおっしゃるように温暖化によって剣山などは雪が積もらなくなってきたと。今まで雪が積もっていたところに積もらなくなると、そういうところに鹿が入り込んで、植物の生態を破壊しているような事例がございまして、そういったことも、きちんと対処して、自然を守ってこうということで、数値として記載させていただいております。

(委員)

ありがとうございました。理解しました。

(委員)

この中には単純な目標ではなくて、令和4年までの計画の累積になっているものがありますよね。そうすると既に目標を達成し終わって、後は何もしなくていいよとなっているものも、結構見られるのですが、これらについては今後、計画を継続していく方針なのでしょうか。

(部会長)

基本的な考え方をご説明いただけたらと思います。

(事務局)

既に目標を達成しているものにつきましても、さらにそれを維持していく、さらに推進していくという考えで進めているところでございます。

(部会長)

ほかに無ければ、3-1, 3-2の資料の説明に移ってもよろしいでしょうか。それでは3-1からご説明いただけますか。

(事務局)

資料3を説明

(部会長)

ただいまご説明いただきましたが、脱炭素のために10年間のロードマップが示されたところですが、御質問のある方はどうぞ。

(委員)

重点施策で挙げられている、再エネ企業立地を促す促進区域設定に係る市町村支援についてですが、12ページを見ますと、市町村で促進区域を設定できるように支援していくとありますが、これは、去年のアセスメント法施行令の改正に伴って5万kw以上がアセスの対象になって、県の条例変更は必要ないですかと、それは大丈夫なのか、ということ。それと、ポジティブゾーニングについて、根幹になるので、とても重要だと思います。今まで剣山系とか今ちょうどできている、計画が挙がっている、那賀町、海陽町だとかがとても大きな対立構造に達していて、みんなが疲弊している状態。専門家はそれぞれの書類に対して、ボランティアで対応して、何度も読んで修正点を見つけて、というのを繰り返している。そういうことが起こらないようにすることを含めて、県としての姿勢を示しておくべきと思うのですが、そのためにも、この作り方をですね、どういう方を充てられて、今は委員会などを考えておられるとは思いますが、ステークホルダーをしっかり集めて合意形成に基づいて作っていただくのがポイントだと思います。そのためにも、今まで那賀町、海陽町、あるいは専門家でコンセプトの渦中にいた人が提示できるものは提示していただけるように、そういう方にお声がけして、予算を割いていただけたらなと思います。ここに関しての案とか、予算の裏付けとか、あったりしますか。

(グリーン社会推進課長)

ただ今、促進区域に関してご質問いただきました。まず促進区域の設定の手順でございますが、資料3-2の12ページをご覧ください。一番左の列に米印で「促進区域設定の手順」と書いてあります。まず促進区域というのは、改正地球温暖化対策推進法で市町村が設定することができるという区域でございます。再生可能エネルギー施設などを積極的に導入していこうという区域が促進区域になります。

その設定手順ですが、まずネガティブゾーニングと呼ばれる、ここは設置したら駄目という所をまず定めます。その基準の一つが環境省令で、国が全国的に法令で禁止する、例えば国定公園だから駄目とか、自然公園の区域とか、土砂崩れの危険があるから駄目とか。

次に義務ではありませんが県の基準として、県条例などで津波の浸水するおそれがあるから駄目だとか、県条例に基づく自然の保護をしないといけない区域だから駄目とか、県の基準による駄目な区域を出します。国と県の基準により駄目になった残りの所から、市町村がここぞという場所に、促進区域として設定する。その促進区域設定にあたり、先ほど委員がおっしゃいました地域の合意形成が必要になってくる。ここからは市町村の業務になりますが、市町村が先ほどのネガティブゾーニングを除いた白地から、例えば電気系統に近いから促進区域に設定しようとしたときに、当然ステークホルダーの方々の同意を得た上でないと、促進区域は設定できないことになっています。逆に言えば促進区域として設定できたところは、地域の合意形成がある程度できているところかと思えます。それで例えば大規模風力など、正直なところ、合意形成はなかなか難しいと思えますので、大規模陸上風力など。これは電源種別ごとに区域設定をしますので、例えば小水力促進区域だとか、太陽光促進区域だとか、風力の促進区域だとかいう形になってきますので、そこは県も協力いたしますが、主体としては市町村主体で、市町村が望む電源種別で、市町村が望む事業者の方、そういう方が来てくれるような区域として設定するような制度となっております。

ですので県の条例など、直ちに変えなければいけない、などというものではありません。アセスはアセスで残りますので。

(委員)

国が5万kw以上に風力アセスの規模要件を引き上げましたね、そこまでは県条例の中で適応済みということなんですね。何kw以上として指定しているからという意味合いで。

(グリーン社会推進課長)

この促進区域条例と県条例は今のところ関連についてはありません。

(委員)

今のところは関連についてはないけれども、条例の方も気になっていって、それはそれで対応しているんですね。対応済みなんですね。国の法令に従うということになると、結構狭まってしまうので、生物の分布や希少種の分布などは、国の法令の外側になっちゃったりするんですね。特に天然記念物と種指定の動植物はできていないので、このあたりのことなんかは除外されることになってしまうのですか。国の法令じゃなくて環境省が示している指針として、例えば傾斜角20度以上のところは不適地だと示されているものがあるんですが、そういうのは是非使っていただきたいと思っているんです。国が示している指針に従って、県も示しながら作ったほうが、おそらく市町村で一番かかっているのが、急斜面に作られることによる土砂崩壊だとかいう災害の危険性であって、環境アセスメントと直接連動しない部分と思うのです。災害リスクを低減するような意味合いも込めて、国の法令として定められているのではないいろんな情報をしっかりネガティブゾーニングの中に加えられるようにしていきたいと思えますし、提言されている情報も加えてネガティブゾーニングを行っていただきたいと思うのですよ。

(グリーン社会推進課長)

先ほど説明いたしました国の一律規制ですね、環境省令として示される。まだ出ていないところで、今パブコメにかけられているところです。委員のおっしゃるように、本県

の基準につきましては、特に防災面ですね、そこに配慮して定めていきたいと考えています。なお、県の環境配慮基準を定めた際は、先ほど説明した緩和編の方に位置づけることとなりますので、その際には環境審議会のほうでもご議論いただくようになると思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員)

概要のほうで、重点施策の自然エネルギー最大限導入に書かれている、事前復興に資するとともに、ワーケーションの展開をはじめ地方創生にも寄与する、「地域マイクログリッド」の推進と、ここにワーケーションという言葉が書かれているんですが、本編のほうで、それにあたるのはどこに記載はあるのでしょうか。どういう関係でワーケーションが出てきているのかわかりづらかった。

(グリーン社会推進課長)

地域マイクログリッドにつきましては、本編の15ページのところに出てきております。委員のおっしゃるように、ワーケーションに関連付けては書かれてないんですけど、背景を申しますと、三好市のほうで、廃校をワーケーションの施設として利用できる施設ができています。そこへ都会などからワーケーションを誘致しているのですが、その施設において、太陽光発電と蓄電池も3つ設置しまして、その蓄電池から電気の融通を、大手企業も参加して、実証実験をされているところです。そういった背景で書いているところで、本編にはそのあたり書ききれていないのですが、今やっている実証実験が発展していくと、地域全体で地域マイクログリッドに発展していく、そういった可能性を秘めた実証実験がありますので、こういう書きぶりになっているところでございます。

(委員)

ワーケーションの説明の中で、マイクログリッドが実際に実験されているという状況なんですね。わかりました。

(部会長)

盛りだくさんに入れてくださっているんですが、具体的にそれがどの程度進んでいるかが課題かとは思いますが。ほかにありませんか。先ほどの議事の2番目のところの質問を頂いても結構ですので。こうした取り組みについて、私、他県の状況はあまりわからないのですが、他県の脱炭素の取り組みに比べて、徳島県はだいぶ進んでいると考えてよろしいのでしょうか。その辺いかがですか。自信というか。

(グリーン社会推進課長)

本県は飯泉知事が自然エネルギー協議会の会長をしております。自然エネルギー協議会は34道府県と120くらいの民間企業の方も入っていただいているのですが。水素なども含めて、自然エネルギーをどんどん導入していこうということで、国に対していろいろ提言などをしております。提言するとともに自らも率先してやっているというところです。正直に申しまして、自然エネルギーの電力自給率等は、例えば長野県など水力の豊富なところのほうが、高いというのは事実ですが、本県もFIT制度が始まってから太陽光など、農地的な問題はありますが、どんどん導入しておりますし、水力は那賀川水系で電力会社とともに取り組んでいるところでございます。旗振り役と言いますか、皆さんやっていきましょ

うという計画を立てたり、戦略を立てたりするところはかなり、全国的にもトップのところだと、考えております。

(部会長)

ありがとうございます。一つ伺いたかったのが、この中にも自家消費型太陽光発電の導入加速と書いていて、その中にはやはり蓄電池、家庭用蓄電池の設置というのが一つの大きなテーマになると思っているのですが。他の都道府県などで、家庭用蓄電池に対する補助というのが手厚いところもあるかと思うのですが、その点、徳島県はあまり蓄電池に対する補助というのはあまり力を入れてないような気が、私はしていたのですが、そのへんはどうなのでしょう。私の認識不足かもしれませんが。

(グリーン社会推進課長)

蓄電池単独の補助はありません。ZEB・ZEHで蓄電池を設置する際には、県も補助をしている状況です。既存の住宅には残念ながら。担当としてはいろいろ要求はしていったのですが、県全体の方針として、蓄電池の補助はできないとなりました。代わりと言っただけですが、低利の貸し付け制度は設けております。部会長のおっしゃるように、蓄電池はこれからキーポイントになると考えておきまして、国の方も蓄電池の単価を、どんどん下げるように、安い蓄電池を補助するけど、高い蓄電池は補助しないというやり方で、蓄電池の価格の低減化を図っているところでございます。値段が下がってききましたら、グリッドパリティと言いますか、太陽光と蓄電池をセットで付けた方が、大手の電力会社から普通に電気を買うより、長い目でみたら安い、という価格になったときには、爆発的に増えていくのかなと、考えているところです。

(委員)

本編の17ページに「徳島県版ESG地域金融活用協議会」による再エネ導入促進とありますが、ESG投資というのはどういう段取りで、何がどのように進んでいくものなのでしょうか。

(事務局)

ESG地域金融活用協議会ですが、ここに書いてあるように、産学官金、金融機関の方や民間企業、エコパートナーということで、県と一緒に協力して、気候変動対策と一緒に進めていこうという企業さんなどや、県内金融機関の方に入らせていただいております。学は徳島大学の方に入らせていただいて、一緒にスクラムを組んで、このESGの環境に良い取り組みをする企業さんを支援していこうという協議会です。第一の役目として環境省の利子補給の事業がありまして、そちらの利子補給事業につきまして、こうしたコンソーシアムを組めば、評価が高くなりますので、そういう環境省の支援を受けていこうという役割と。2点目が展示会など、例えばとくしまビジネスチャレンジメッセなどで、環境に良い取り組みをしている企業さんは、そういうところの支援をして、PRをしてもらおうと、いった出展の支援ですね。あと、セミナーの開催ということで、気候変動対策に企業がどのような取り組みをしていけばいいのか、勉強会みたいなのを開いていこうというような役割がございます。以上です。

(委員)

協議会はできているんですか。

(事務局)

協議会については令和2年の10月1日にできております。

(委員)

今おっしゃっていた環境に良い取り組みをしている企業を応援するというのは、基準を満たせば環境に良い取り組みをしていると認める、何か基準があるんですか。企業さんを何かお金を出して支援するとか。

(事務局)

ESGの協議会に入るには、そういった基準はありませんが、環境省の補助などをもらう時に、CO2をどれだけ削減しているのかを問われる基準はございます。

(委員)

協議会が支援するのは協議会のメンバーだけなんですか。協議会の外への支援などは。

(事務局)

外側の人たちを支援する取り組み。外側の人たちを協議会で、いろんな役割をしますので、いろんな人たちを支援していこうと。

(委員)

外側の人たちが環境に良い取り組みをしていると、決める定義などがいると思うのですが、そこは何かあるのですか。例えばとくしま生物多様性活動認証の仕組みみたいに、何らかの手続きを踏んで基準を満たしているという基準みたいなのが、あった方がよいような気はしますが。あまり基準を上げると、今度は動かなくなりますが。基準があるのかどうかお聞きしたい。

(事務局)

先生がおっしゃるような、定量的な基準は設けておりません。

(委員)

自己申告で上手いことやっていると、手を上げるのはOKなのですか。

(グリーン社会推進課長)

協議会の趣旨を申し上げますと、まず商工団体に入っております。そこが企業の方々に、省エネや二酸化炭素を減らすような取り組みを、皆さん取り組んでくださいと声をかけます。やりたいと思ったところ、そこは認証をしたりはしないので、少しでも結構ですし、大幅に削減していただいてもよいです。そういった企業があれば、アドバイザーの企業が、それならこういうことができると、アドバイスをします。そのアドバイスを受けて、よいと思ったら、今度は金融機関が出てきて、それならうちからこれ

だけ貸せると、そういった仕組みを作った制度でございます。

(委員)

ESGそのものは環境を広く扱うものなので、一方で生物多様性とくしま戦略もあつたりしますから、生物多様性に関しても環境について触れていただけるような、エンカレッジするような仕組みを一緒に入れていただけると有り難いなと思います。

(グリーン社会推進課長)

今は二酸化炭素の削減だけなのですが、先生のおっしゃるように、生物多様性とかについても取り組む企業があれば、金融機関も含めて、それならこんな融資ができるなどといったあたりも検討させていただけたらと思います。

(委員)

グリーンなら流域治水に関係する話も出てくると思いますので、そういう生態系活用の何か、視野に入れていただいていたら視野も広がると思いますし、NPOなどでもお手伝いしたいという民間の方もいらっしゃると思いますので、是非そういう声をすくっていただけたらと思います。

(委員)

14ページのPPA事業者の登録制度の説明で、最後の方に県民に安心してPPAを活用してもらい、住宅用太陽光発電の普及促進を図るとなっていますが、我々がホームページを見ただけで、簡単にやってもらおうというのは、まずあり得ないと思いますが、それについて担当者で何か努力などはされているのでしょうか。

(グリーン社会推進課長)

PPA登録制度についてご質問いただきました。これから作っていくのですが、PPAというのはご存じかと思いますが、要は初期投資ゼロで、家の屋根の上に電気事業者さんが太陽光発電を設置しますと。そして大手の電力会社からではなく、屋根の上からの電気を買いますと。それで10年経てば、太陽光発電の所有権は、自分に帰属するといったビジネスモデルでございます。ただ初期投資ゼロなどといった文言は嘘くさく感じる部分や、本当に大丈夫かと、考えられる方も多いと思いますので、これはちゃんとしたビジネスモデルで、事業者の方もしっかりとした人ですというのを、県が登録制度を設けまして、一定の審査を経て確認が取れましたら、県の登録名簿に載せると。それを県のホームページで公開すると。そうなれば、この業者さんは県も認めているからと、安心をもって活用していただけるかなと考え、作ろうとしている制度でございます。

(委員)

なかなかとっつきにくい、というのを感じるころはあるのですが、先々のことは不明なので、実際に災害に遭ったときに、屋根上の太陽光が被害に遭ったときの心配もあるので、県の方が何らかの形で、この中に入っていただいて、どういう保障があるとか提示するなどまで、やってくれるのなら入っていきやすいな、とは思うのですが。

(グリーン社会推進課長)

現実的なところで、県が債務保証なりするというのは、かなり難しいと考えています。ただ業者さんと、設置される方の中で、そのあたりを契約書で明示する事などはできると思います。基本PPAは施設の所有権は業者の方にありますので、途中で故障などすれば直してくれますし。ただ災害でパネルが流れてしまったときに、どうなるかというのは、個別の契約で決めていただくようになると思います。自然災害なら責任は負わないという形に、おそらくなるかとは思いますが。

(部会長)

ありがとうございました。まだまだあるかとは思いますが、次に環境政策部会を準備されているということでございますので、特にならなければ、これで終わりにしたいと思います。非常に活発な御議論をありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。最後に山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長からお礼を申し上げます。

(山根危機管理環境部グリーン社会統括監兼副部長)

あいさつ

(事務局)

以上をもちまして、徳島県環境審議会気候変動部会を閉会いたします。
ありがとうございました。